

平成 18 事務年度の「相互協議を伴う事前確認の状況（APA レポート）」

平成 18 事務年度（平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 6 月 30 日まで）の「相互協議を伴う事前確認の状況（APA レポート）」を公表します。

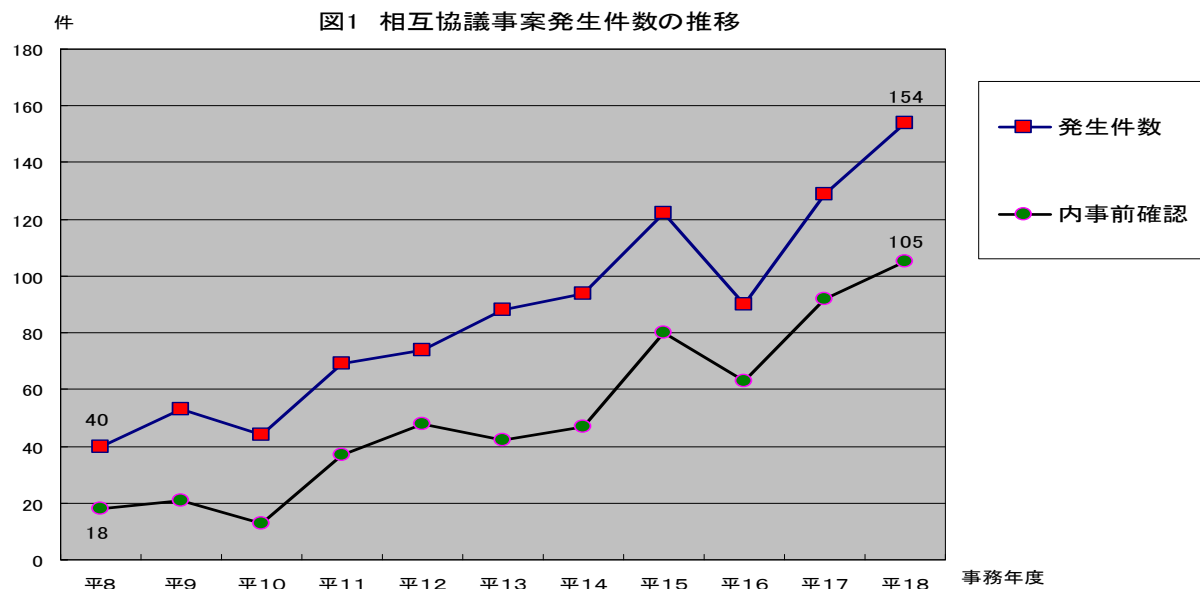
1. 相互協議の状況

相互協議事案の発生件数は増加傾向にあります。全体の 9 割以上を移転価格に関するものが占めており、ここ 3～4 年はその中でも事前確認に係る事案が全体の約 7 割を占める状態が続いています。

平成 18 事務年度は 154 件の相互協議事案が発生し、うち移転価格に関するものは 140 件、さらに事前確認に係るものは 105 件でした。これを 10 年前の平成 8 事務年度と比較しますと、相互協議件数で約 4 倍、事前確認に係る相互協議件数で約 6 倍になっています。

なお、平成 8 事務年度から平成 18 事務年度における相互協議事案及び事前確認を伴う相互協議事案の発生件数の推移は、次の図 1 のとおりです。

(注) 事前確認とは、納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し確認を与えた場合には、納税者がその内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行わないという制度です。相互協議を伴う事前確認は、独立企業間価格の算定方法等について、当該取引の当事者を所轄する税務当局間で相互協議を行い、移転価格課税についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的としています。



- (注)
- 1 事務年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までです。
  - 2 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。
  - 3 合意後に発生した補償調整及び修正に係る相互協議は、再協議した年度の発生件数としてカウントしています。

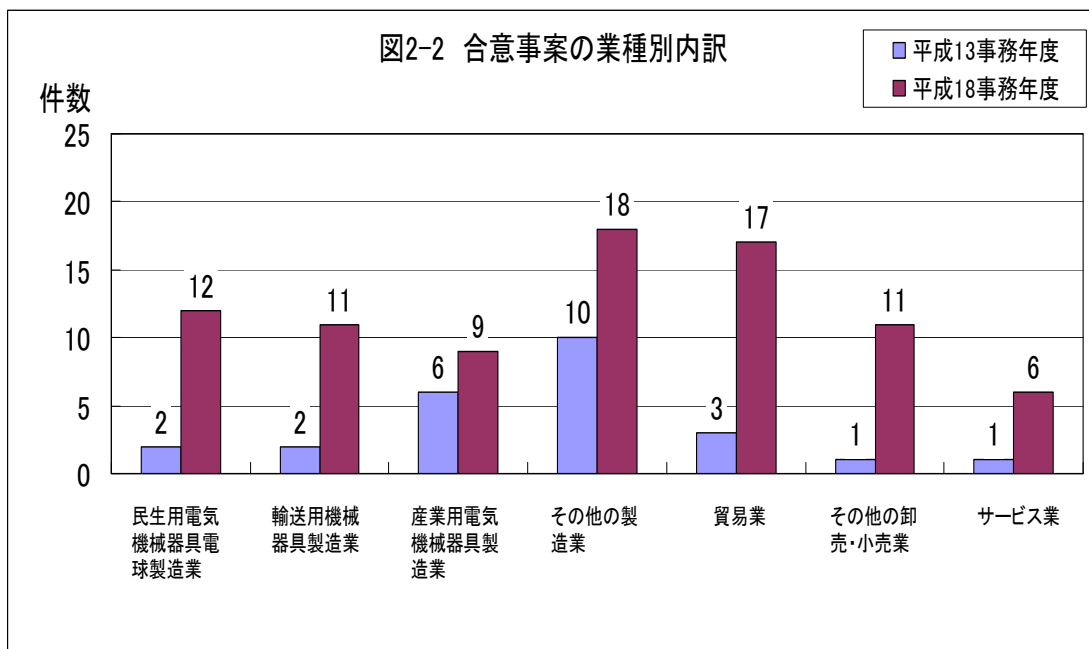
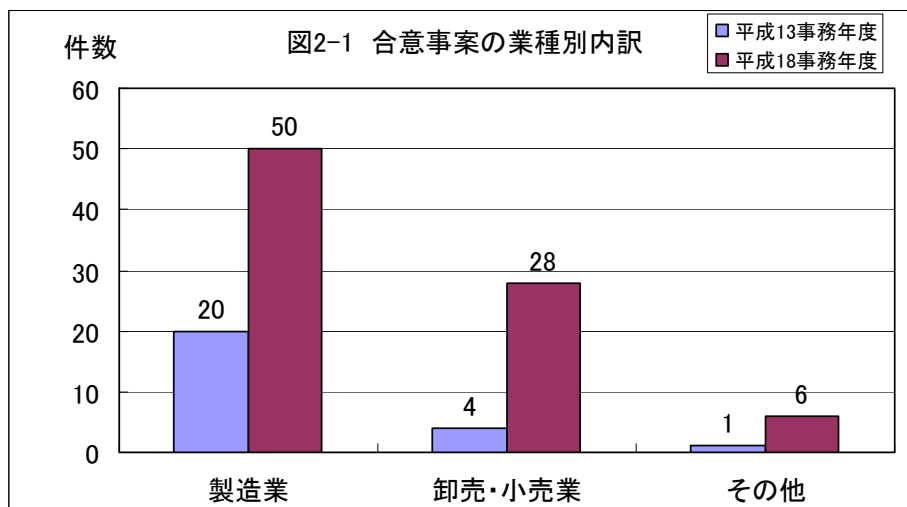
## 2. 相互協議を伴う事前確認の処理状況

平成 18 事務年度の相互協議を伴う事前確認の合意件数は 84 件であり、その内容は次の図 2 から図 5 のとおりです（なお、図 2 から図 5 においては、現行と同じベースでデータを取り始めた平成 13 事務年度との比較を示しています。）。

### (1) 合意事案に係る納税者の業種別内訳

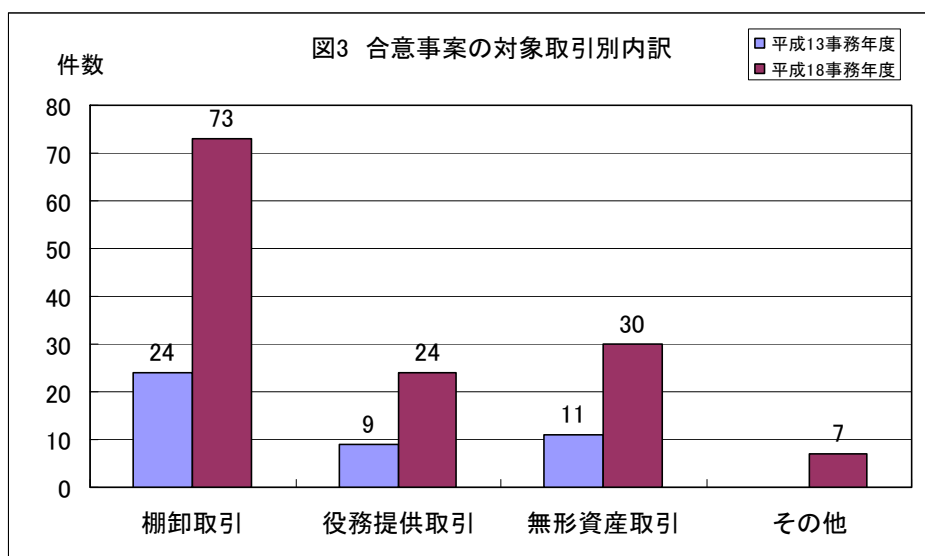
合意事案に係る納税者の業種別内訳は、次の図 2 のとおりです。平成 13 事務年度においては、製造業が 20 件、卸売・小売業が 4 件でしたが、平成 18 事務年度においては、製造業が 50 件、卸売・小売業が 28 件で、相対的に卸売・小売業の割合が増加しています。

なお、図 2-1 における製造業、卸売・小売業及びその他を更に詳細に分類した場合は、図 2-2 に示すとおりとなります。



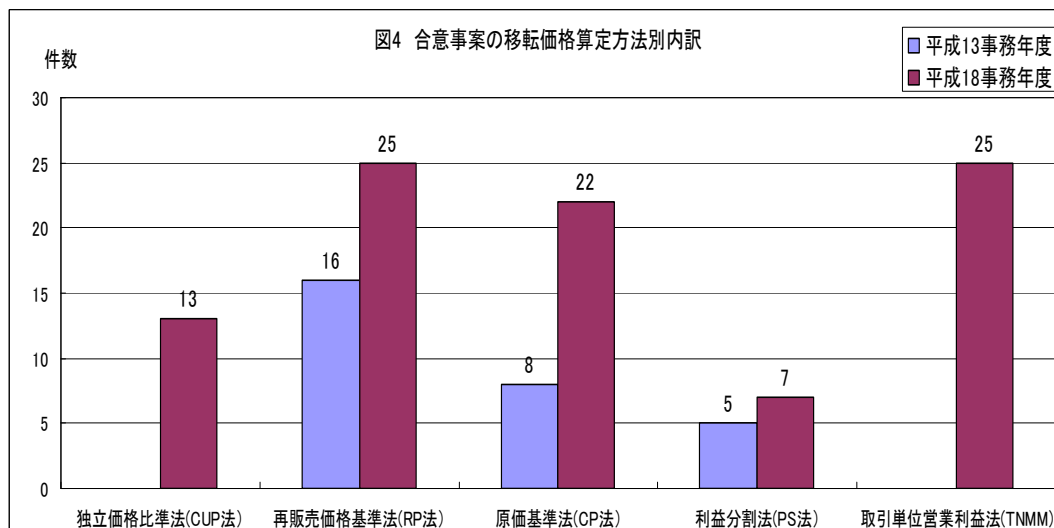
(2) 合意事案の対象取引別内訳

合意事案の対象取引別内訳は、次の図3のとおりです<sup>1</sup>。平成13事務年度においては、棚卸取引が24件、役務提供取引が9件でしたが、平成18事務年度においては、棚卸取引が73件、役務提供取引が24件となっています。



(3) 合意事案の移転価格算定方法別内訳

合意事案の移転価格算定方法別内訳は、次の図4のとおりです<sup>2</sup>。平成18事務年度においては、平成16年3月の税制改正で創設された取引単位営業利益法（TNMM）の件数が伸びてきています。



<sup>1</sup> 合意事案1件について複数の取引が対象になっている場合には、いずれの取引も内訳の件数に含めています。「その他」は、グローバルトレーディング等に係る取引です。

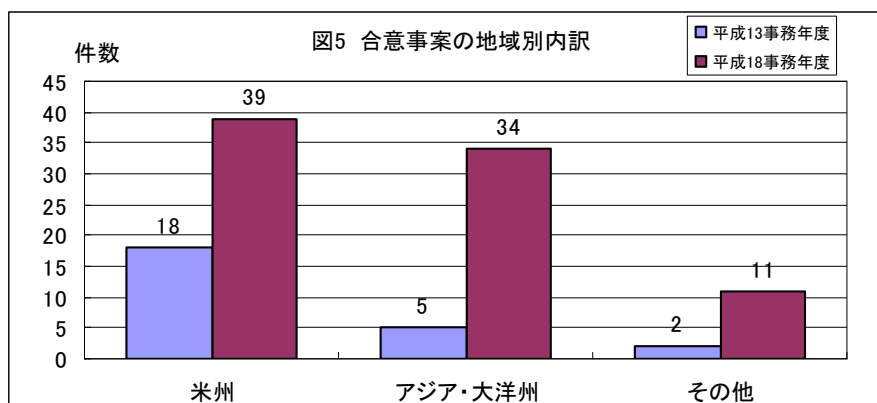
<sup>2</sup> 合意事案1件について複数の算定方法が使用されている場合には、いずれの算定方法も内訳の件数に含めています。

#### (4) 合意事案の地域別内訳

合意事案の地域別内訳は、次の図5のとおりです。相互協議を伴う事前確認については、これまで米国及び豪州の事案が大半を占めていましたが、昨今は、アジア諸国等これまで事前確認の経験のなかった国との事前確認も増加してきています<sup>3</sup>。このような地域においては、これまで相手国が事前確認を積極的に行う方針ではなかったため、相互協議を伴う事前確認の経験はありませんでしたが、相手国の対応も変わりつつあり、今後、こうした地域でも事前確認事案が増加することが予想されます。

なお、相互協議の相手国数は、10年前の平成8事務年度は12か国であったところ、平成18事務年度は25か国に増加しています。

平成18事務年度末時点での相互協議の相手国については、別紙1「相互協議の相手国」を参照してください。



#### (5) 合意事案の処理期間

合意に要する期間は、新規事案の場合、後続年度の場合及び補償調整の場合等事案により異なりますが、1件当たりの平均的な処理期間は、2年程度となっています。

### 3. 最近の動向等

#### (1) OECDにおける議論の動向

相互協議を含む国際的な税に関する紛争解決については、経済協力開発機構（OECD）租税委員会において議論が行われ、パブリック・コメントやパブリック・コンサルテーション（平成18年3月に東京にて開催）を経て、平成19年2月に「租税条約上の紛争解決の改善（“Improving the Resolution of Tax Treaty Disputes”）」と題する報告書が発表されました。

本報告書は、2002年からOECD租税委員会において進められてきた国際的二重課税に係る紛争解決手段に関する検討をとりまとめたものであり、OECDモデル条約第25条（相互協議）に仲裁（arbitration）に関する規定を加えることや、「相互協議プロセスの改善のための提言」（平成18年2月に“Proposals for Improving Mechanisms for the Resolution of Tax Treaty Disputes”として公表）に基づくOECDモデル条約コメンタリーの改正等が盛り込まれています。また、同時期にOECDから公表された「実効的相互協議手続マニュアル」（“Manual on Effective Mutual Agreement Procedures（MEMAP）”）においては、相互協議手続に絡む25の事項につき、それぞれのベスト・プラクティスが紹介されています。

#### (2) 我が国における制度改正

平成19年度の税制改正において、我が国で移転価格課税が行われた事案につき、相互協議が申し立てられた場合に、納税者からの申請に基づき、相互協議が終了するまでの間、納税の

<sup>3</sup> 平成18事務年度中に発生した事前確認事案は、件数の多い順に米国、豪州、中国となります。

猶予を認めるという制度が創設されました。本制度は、国際的二重課税に係る納税者の負担を軽減するための措置として創設されたものであり、国税庁としてもその円滑な執行ができるよう努めているところです。

(3) 事前確認に関する事前相談・審査体制の拡充等

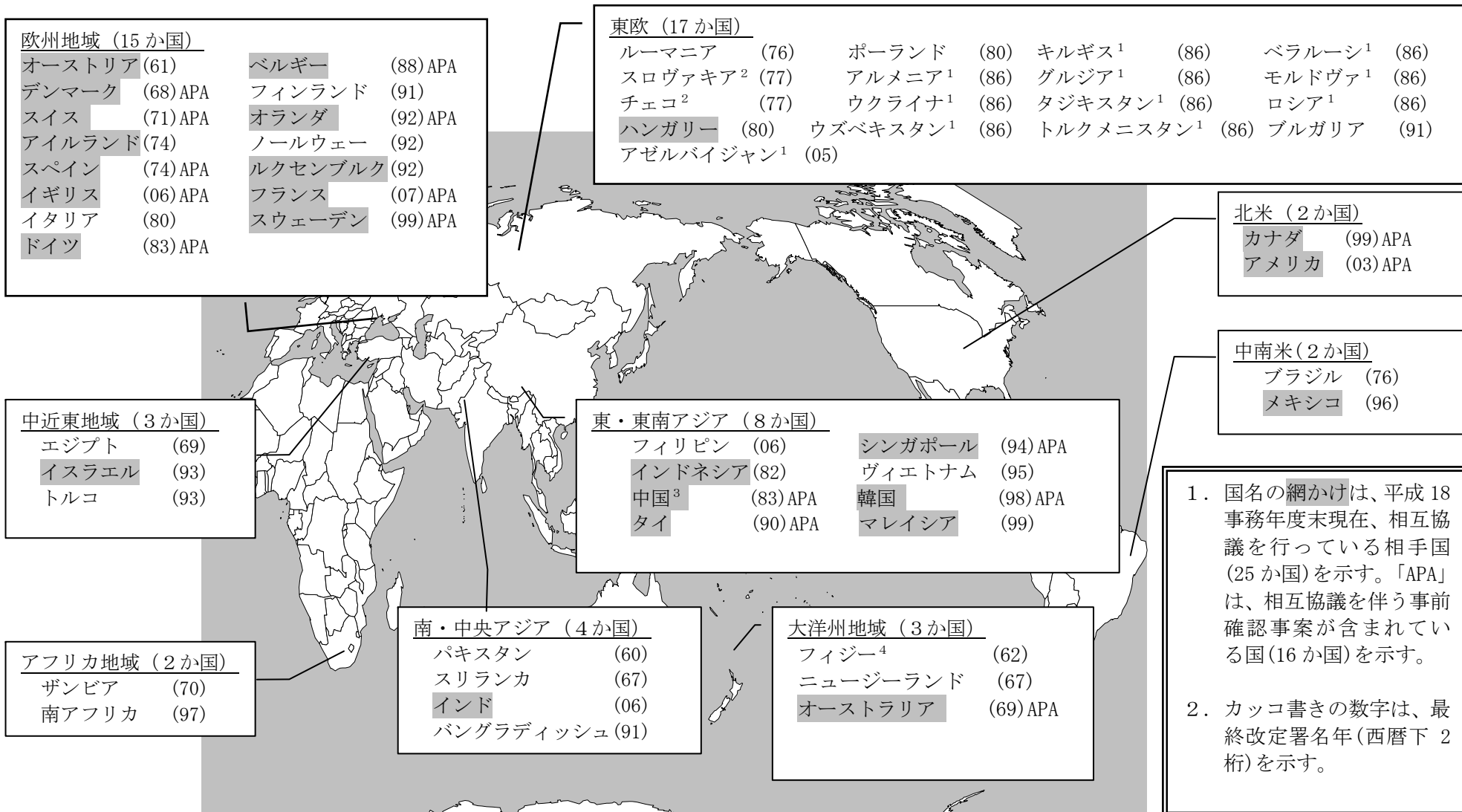
事前確認については、平成 19 年度税制改正に関する政府税調答申等を受け、処理の一層の迅速化を図るなどの観点から、事前確認に係る体制整備を行ったほか、事前確認の申出の前に国税当局が相談を受ける事前相談の利用環境の整備（平成 19 年 4 月以降）を行いました。

また、移転価格税制の執行については、納税者の予測可能性を高め、運用の明確化を図る観点から、意見公募手続（パブリック・コメント）を経て、移転価格事務運営要領（事務運営指針）を改正する（平成 19 年 6 月）とともに、一定の前提条件の下での移転価格税制上の取扱いを示した事例集を作成し、公表しました。

連絡先 相互協議室 03-3581-4161 相互協議第一係 (3513) (3435)
---

# 相互協議の相手国

(別紙1)



1. 国名の網かけは、平成 18 事務年度末現在、相互協議を行っている相手国 (25 か国) を示す。「APA」は、相互協議を伴う事前確認事案が含まれている国 (16 か国) を示す。
2. カッコ書きの数字は、最終改定署名年 (西暦下 2 桁) を示す。

(注) 1. 旧ソ連との条約が承継されている。  
 2. 旧チェコ・スロヴァキアとの条約が承継されている。  
 3. 香港、マカオには適用されない。  
 4. フィジーには旧日英租税条約が承継されている。

(別紙 2)

相互協議事案 事務年度別発生・処理・繰越件数  
(平成 16 事務年度～平成 18 事務年度)

(単位：件)

事務年度		事前確認	移転価格 課 税	その他	合計
平成 16	発生	63	8	19	90
	処理	49	27	16	92
	繰越	143	29	29	201
平成 17	発生	92	27	10	129
	処理	65	16	12	93
	繰越	170	40	27	237
平成 18	発生	105	35	14	154
	処理	84	16	15	115
	繰越	191	59	26	276

(注) 1 事務年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までである。

2 発生件数は、納税者からの相互協議申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数である。

3 合意後に発生した補償調整及び修正に係る相互協議は、再協議した年度の発生件数としてカウントしている。

4 処理件数は、相手国税務当局との合意、納税者による相互協議の申立ての取下げ等により相互協議を終了した件数である。